



県内の地域課題に対する社会的事業の 創業等をする方に最大200万円





東京圏、愛知県、大阪府から移住創業した場合はさらに最大100万円



※1 東京圏=埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※2 移住先の市町村により、実施状況が異なります。



県内で新たに中小法人を設立した場合、 創業から 5年間 法人事業税が課税免除



※課税免除を受けるには先に県地域振興局商工観光課で創業認定を受ける必要があります。

詳しくは裏面をご覧ください



公益財団法人 長野県産業振興機構

〒380-0928 長野県長野市若里1-18-1

**** 026-227-5028





長野県

ソーシャル・ビジネス

創農支援命の概要

長野県地域課題解決型創業支援事業補助金

金額

※事業報告後の精算払いになります。

上限200万円、補助率2分の1以内

補助対象経費

※内容により補助対象外となる場合があります。

人件費、店舗賃借料、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、専門家経費、旅費、外注費、委託費、広報費等、創業等 に係る経費で、交付決定の日から令和5年1月31日までに支出したもの

対象者

※以下の要件のいずれにも該当する方

- 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに次のいずれかに該当する方
 - ●長野県で個人事業の開業届出もしくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利法人等の設立を行う方
 - Society5.0関連業種で事業承継または第二創業をする個人事業主若しくは株式会社、合同会社、一般社団法人、特定非営利活動法人等の代表者

※「事業承継」とは、代表者の交代を伴い新たな事業に取り組むこと、「第二創業」とは、同一法人が既存事業とは異なる新たな事業へ取り組むことが該当します。

- ※「Society5.0関連業種」とは、Al·IoT、ロボット、5G、ビッグデータ等の未来技術を活用して、新たなシステムづくりに関連する事業のことです。
- ●長野県に居住している方、又は令和5年1月31日までに居住登録をされる方 ※地域おこし協力隊や就農等、今年度の国交付金の対象となる方は対象外です

対象事業

地域活性化、過疎地対策、買物弱者支援、地域交通支援、子育て支援、環境エネルギー関連、社会福祉等の地域の課題解決に資する社会的事業であり、長野県内で実施する事業

※起業家や有識者、産業支援機関等で構成される審査委員会で採択されることが必要です。

令和4年度のスケジュール

※予定のため、変更になる可能性があります

事業周知

創業支援金 公募 審査採択

交付 決定

支援事業の実施

伴走支援

実績 報告 完 了 検 査 支援金支払

4/18~5/31

創業

6/27・28 7月上旬

支出 5年2/10まで

精算

- (注1)令和4年3月31日より前に法人設立・開業届出を行った場合は対象外となります。
- (注2)交付決定前に発注・支出した経費は対象外になります。
- (注3)審査委員会は、6月27~28日に開催予定です。

書類審査で選考された申請者は、委員会当日に面談審査がありますので、日程調整をお願いします。 (注4)事業の実施にあたり、お困りのことにアドバイザーを派遣するなどの伴走支援をしてまいります。

↑日本一自己負担の少ない融資制度 /

信州創生推進資金 🏙 と併せてご活用ください

✓ 貸付利率は年1.1%で、最大5,500万円(運転資金・設備資金)まで融資します ※本支援金対象者は貸付利率を0.1%引き下げ(年1.0%)



本支援金の詳細や応募方法、融資制度については当機構及び 長野県ホームページでご確認いただけます

